

令和3年8月2日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市立小・中学校における緊急事態宣言期間中の教育活動について(お知らせ)

猛暑の候、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症にかかる対応等について、さまざまなご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さてこの度、内閣府より大阪府全域に緊急事態宣言が発出されました。

このことについて、7月30日(金)に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、大阪狭山市立小・中学校における緊急事態宣言期間中の教育活動を下記のとおりいたしますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この「お知らせ」は令和3年7月30日時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

記

■緊急事態宣言期間中における大阪狭山市立小・中学校の対応について

緊急事態宣言期間中の対応について、令和3年6月21日付「お知らせ」で通知した「まん延防止等重点措置期間中の対応」から変更した箇所を [] で示しております。

■保護者の皆様へお願い

児童生徒や同居の家族が新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合や、濃厚接触者に特定された場合、またPCR検査等を受検することになった場合は、夏季休業中であっても、必ず学校までご連絡ください。(念のため、PCR検査等を受検するような場合でもお知らせください。)

また、結果が陽性になった場合は、保健所から連絡が入ります。その際、学校内の濃厚接触者の特定のため、保健所に学校の電話番号を伝えていただくとともに、学校へ聞きとりを行うよう依頼してください。

1. 2学期の教育活動について

・2学期の教育活動は、学校だより等でお知らせしている通り、8月30日(月)より予定通り行います。また、緊急事態宣言期間中においても、分散登校や短縮授業は行わず、引き続き3密の回避やマスクの着用、こまめな手洗いや清掃・消毒等の感染防止策を講じた上で、1教室40人の通常形態で教育活動を継続する予定です。ただし、次の感染リスクの高い教育活動については実施しません。

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等はありません。

(例) 音楽:室内で児童生徒が近距離で行う合唱

体育:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

家庭:児童生徒同士が近距離で活動する調理実習

2. 中学校における登校日について

- ・感染防止策を講じた上で、実施します。

3. 部活動について

- ・感染防止策を講じた上で、実施します。ただし、試合等における保護者観戦は不可とします。

4. 中学3年生対象の「はなまる学習室」について

- ・感染防止策を講じた上で、実施します。

5. 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等について

- ・感染防止策を講じた上で、実施します。

- ・ただし、旅行(移動)先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は延期または中止します。

6. 放課後児童会の対応について

- ・感染防止策を講じた上で、通常どおり開設する予定です。

7. 児童生徒・保護者の心のケアに係る相談窓口について

- ・新型コロナウイルス感染症対応について、不安に思ったり、相談したいことがある時には下記相談窓口へお願いします。

○小・中学校

- ・各担任や養護教諭、スクールカウンセラーまで

○学校以外

- ・大阪狭山市教育委員会教育部学校教育グループ」：TEL 072-366-0011(内線 809)

- ・「新型コロナ こころのフリーダイヤル」：TEL 0120-017-556

※午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始も実施)

- ・「すこやか教育相談 24」：TEL 0120-0-78310(無料) 24時間対応の電話相談です。